

むつ市議会第235回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

平成30年3月8日（木曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第1 議案第1号 むつ市のうまいは日本一推進条例
- 第2 議案第2号 むつ市コミュニティセントー脇野沢温泉条例
- 第3 議案第4号 むつ市部設置条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第5号 むつ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第6号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第7号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第8号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第9号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第10号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第11号 むつ市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第12号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第13号 むつ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第14号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第15号 むつ市有牛の貸付等に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第16号 むつ市観光遊覧船条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第17号 むつ市地域特産品生産施設条例を廃止する条例
- 第17 議案第18号 指定管理者の指定の変更について
(むつ市ウェルネスパークの指定管理者の指定の期間を変更するためのもの)
- 第18 議案第19号 むつ市過疎地域自立促進計画の変更について
- 第19 議案第20号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第20 議案第21号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第21 議案第22号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第22 議案第23号 平成29年度むつ市一般会計補正予算
- 第23 議案第24号 平成29年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第24 議案第25号 平成29年度むつ市下水道事業特別会計補正予算
- 第25 議案第26号 平成29年度むつ市魚市場事業特別会計補正予算
- 第26 議案第27号 平成29年度むつ市水道事業会計補正予算
- 第27 議案第28号 平成30年度むつ市一般会計予算

- 第28 議案第29号 平成30年度むつ市国民健康保険特別会計予算
- 第29 議案第30号 平成30年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算
- 第30 議案第31号 平成30年度むつ市介護保険特別会計予算
- 第31 議案第32号 平成30年度むつ市下水道事業特別会計予算
- 第32 議案第33号 平成30年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算
- 第33 議案第34号 平成30年度むつ市魚市場事業特別会計予算
- 第34 議案第35号 平成30年度むつ市水道事業会計予算
- 第35 議案第37号 むつ市教育委員会教育長に任命する者につき同意を求めることについて
- 第36 議案第38号 むつ市副市長に選任する者につき同意を求めることについて
- 第37 報告第1号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第38 報告第2号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第39 報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成29年度むつ市一般会計補正予算)
- 第40 報告第4号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第41 報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成29年度むつ市一般会計補正予算)

【請願上程、委員会付託】

- 第42 請願第1号 リサイクル燃料貯蔵事業における事業環境の安定確保及び施設の操業に向けた効率的且つ迅速な審査を求める意見書の提出に関する請願

【議案上程、提案理由説明】

- 第43 議案第39号 平成29年度むつ市一般会計補正予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

1番	原 田 敏 匡	2番	山 本 留 義
3番	佐々木 隆 徳	4番	工 藤 祥 子
5番	横 垣 成 年	6番	目 時 睦 男
7番	野 呂 泰 喜	8番	石 田 勝 弘
9番	菊 池 広 志	10番	東 健 而
11番	佐 賀 英 生	12番	富 岡 修
13番	大 瀧 次 男	14番	中 村 正 志
15番	濱 田 栄 子	16番	浅 利 竹 二 郎
17番	佐々木 肇	18番	齐 藤 孝 昭
19番	富 岡 幸 夫	20番	村 中 徹 也
21番	川 下 八 十 美	22番	半 田 義 秋
23番	菊 池 光 弘	24番	岡 崎 健 吾
26番	白 井 二 郎		

欠席議員（1人）

25番	鎌 田 ち よ 子
-----	-----------

説明のため出席した者

市 長	宮 下 宗 一 郎	副 市 長	鎌 田 光 治
教 育 長	遠 島 進	公 管 企 業 者	花 山 俊 春
政 統 括 策 監 長	川 西 伸 二	代 監 査 委 員	齊 藤 秀 人
企 画 部 長	村 田 尚	財 務 部 長	氏 家 剛
財 務 部 務 監	赤 坂 吉 千 代	民 生 部 長	中 里 敬
保 健 福 祉 長	瀬 川 英 之	保 福 健 推 進 社 健 部 康 り 監	徳 田 暁 子
経 済 部 長	三 上 達 規	建 設 部 長	光 野 義 厚
川 内 庁 舎 長	二 本 柳 茂	大 畑 庁 舎 長	坂 井 隆
協 野 沢 長 所 所 長	浜 田 一 之	会 管 総 理 出 納 室	畑 中 秀 樹

選挙事務局長	濱田賢一	委員局長	二本柳茂
農委事務局長	寺島誠	教育部長	金澤寿々子
営企水局長	萬年茂昭	総政推進課	吉田真
企政推企課	吉田和久	財政推財	松谷勇
民政推市民課	坂野かづみ	経政推農委事次	金浜達也
建政推都課	佐藤節雄	総務課	角本力
企市課	中野敬三	民生保課	高杉俊郎
民市ス課	伊藤大治郎	保福介課老憩福所	千代谷賀士子
経シテシモ推	松山勝	経農振	酒井一雄
経水課	立花一雄	経観課安館	杉澤一徳
建土	中村久	総総主	栗橋恒平
総総主	櫻田誠	保福介福主	池田雅文

部光課幹
部課事
部光課幹
部課事
部光課幹
部課事
部光課幹
部課事

畑 中 正 行
中 村 善 光

部民課查
部課事
画携務務
企市連主
総総主

川 部 小 枝 華
佐 藤 貴 昭

事務局職員出席者

事務局長
総括主幹
主任主査

東 雄 二
奥 本 聡 志
堂 崎 亜 希 子

次 長
主 幹
主 事

伊 藤 泰 成
葛 西 信 弘
山 本 翼

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（白井二郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（白井二郎） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、2月23日市長から、今定例会に議案1件を追加提案したい旨の申し入れがありました。先ほど開催した議会運営委員会で、本日の請願上程、委員会付託の後に上程することが決定されておりますので、ご報告申し上げます。

次に、けさほど市長から、今定例会に提出されております議案第23号 平成29年度むつ市一般会計補正予算について、議案第36号 平成29年度むつ市一般会計補正予算が、さきに原案可決されたことに伴う議案の訂正の申し出がありましたので、お手元に配布しております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（白井二郎） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第41 議案質疑、委員会付託、一部採決

◇議案第1号

○議長（白井二郎） 日程第1 議案第1号 むつ市のうまいは日本一推進条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、14番中村正志議員。

○14番（中村正志） 議案第1号 むつ市のうまいは日本一推進条例につきまして、何点か質疑をさせていただきます。

地域の課題に対しまして、条例を制定して取り組むということは非常に大事なことだと私も思っています。そういう意味におきまして、今回の提案はすごく歓迎すべきことだなというふうに思っておりますが、そこで今回の条例制定までにどのような手順を踏んでこのような条例案を作成して提案してきたのか、まずお聞きしたいと思います。

また、条例案の中の第4条、第5条、第6条、第7条では、それぞれの立場の人たちの役割が規定されていますが、この役割を達成あるいはこれを進めていくためにどのようなことを行っていくのか、あわせてお聞きしたいと思います。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

条例制定のまず手順についてですけれども、本条例は大瀧議員を初め各議員の皆様から一般質問などを通じて要望のあった事項について、まずはまとめているということをご承知おきいただきたいと思っております。その中で、市内の食育、給食、農林水産業、物産などの関係部局担当者による市内横断的なワーキンググループを設置いたしまして、生産や販売現場における課題、人口減少に伴う影響などについて検討や意見交換を重ねて、基本理念や各主体の役割、今後の取り組みの方向性を内容とした条例案を作成させていただきました。

さらに、生産者や事業者、市民の皆様の見聞ということでありますけれども、商談会や特産品販売イベントの参加者、それから地産地消運動協力店の皆様からアンケートをいただきまして、地産

地消や販売についての課題や要望等を把握し、この条例案にまとめているというところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

それから、お尋ねの2点目ですけれども、それぞれの役割を達成するためにどのようなことを行っていくのかということですが、本条例案に基づく取り組みを推進するため、平成30年度の予算として、「むつ市のうまい！ステップアップ事業費」、「地域特産品活用促進事業費」、「全国販路開拓支援事業費」などを計上させていただいております。この予算による新たな取り組みといたしましては、6月2日を「むつ市のうまいは日本一の日」ということでさせていただいておりますので、このイベントとして農業者、漁業者、加工業者、販売事業者、飲食店、市民の皆様にお集まりいただき、「むつ市のうまいは日本一！」推進宣言を行うとともに、「むつ市のうまい」を一堂に会して市民の皆様に味わっていただくなど、盛大に開催することを予定しております。

そのイベントでは、農業者や漁業者の皆様にはとれ立ての魚介類や新鮮な野菜、旬の山菜などをご提供いただき、加工業者や飲食店の皆様には、むつ市の食材の魅力を生かしたおいしい加工品、料理をつくってご提供いただき、市民の皆様には改めてむつ市の農水産物、郷土料理、食文化に理解と愛着を深めていただき、それぞれが発信の主体となっていただくということだと考えております。

また、今年度は新たなご当地グルメとして誕生いたしました大湊海自カレーに続いて、来年度は航空自衛隊42警戒群で提供している唐揚げ「S o r a 空っ！」についてもご当地グルメ化するため、飲食店のご協力をいただきまして、市民の皆様が味わえるようにしていきたいと思っています。

また、乾杯条例という中身もございますので、地酒、地ワイン乾杯応援店というものを募集させ

ていただいて、市内の酒造店やワイナリーと提携をしながら、連携をしながら、市内での懇親会等では地酒、地ワインで乾杯が当たり前になるように普及を図っていききたいと、このように考えております。

さらには、今年度台風によって中止になりましたジオサイトで下北の食の魅力を提供する下北ジオダイニング、これを開催いたしまして、県内外のメディアの関係者に集まっていただいて広く情報発信をし、むつ下北の食とジオサイトのイメージアップ、ブランド化を推進してまいりたいと考えております。

市といたしましては、この条例の制定をきっかけとして、むつ市全体で地産地消を初めとした食の取り組みを盛り上げていきたいと考えておりまして、市産品の魅力に触れることができる場の提供や、市産品等の魅力を認識するための情報発信、生産者や事業者の生産拡大や新商品開発に対する支援など、市民、生産者、事業者の皆様と一体となって「むつ市のうまい」を推進してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） この議場でも、今市長が答弁されたみたいに大瀧議員、あるいは原田議員等々、ほかの議員も含めまして、いろいろ「むつ市のうまいは日本一！」について発言したことも含めて条例制定になったということでもあります。

地域の課題を条例化するということですが、今言われたことは、もちろんきちんとやっていくというのは大事だと思うのですが、私はもうちょっと踏み込んで、実効性の担保といえますか、そういうものが必要なのではないかなというふうに思います。

条文を読みますと、目的だとか、あるいは責務規定みたいなものがありますけれども、これを読めば努力目標で、条例とすれば理念条例なのかな

というふうに感じております。

今のこの提案の条例は、このままでいいとしても、本当の意味でこの条例の目的達成を図るのであれば、先ほど答弁の中にもありましたけれども、それを担う人たちのアンケートとか意見を伺ったということですが、それも踏まえて合意形成をもっときちんと図って行って、そこに誘導的なもの、あるいは規制的なものを含めた政策条例としてブラッシュアップしていく必要があると思います。市長のお考えはどうでしょうか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

一歩踏み込んで実効性の担保ということを考えてはどうかというお尋ねだと思いますけれども、今回この条例を検討するに当たって、部内の中でこういう議論がありました。むつ市のうまい推進条例にするのか、あるいはむつ市のうまいは日本一推進条例にするのかというような議論があって、その際に、結論からいうと、むつ市のうまいは日本一推進条例ということになりました。

この日本一ということに込められた思いというのがあって、それはやはりここが最大の目標であろうということだと思うのです。そのために市では何をしていかなければいけないのか、市民の皆様にご協力をいただくことは何なのかと、事業者としてはどういう取り組みをしていくのか、生産者としてはどのような形で取り組んでいかなければいけないのか。それぞれがそれぞれの役割を果たしながら、一丸となってこの日本一に向けて頑張ろうというのが今回の条例の趣旨でございます。

この後、さらにこの条例の趣旨が達成されて、さらに先に進む場合には、ご指摘のとおり強制ということはないと思いますけれども、それぞれの施策というものがこの条例に追加されることは今後あり得ることだと私も認識しております。

○議長（白井二郎） これで中村正志議員の質疑を終わります。

次に、15番濱田栄子議員。

○15番（濱田栄子） 私も同じく議案第1号 むつ市のうまいは日本一推進条例について質疑いたします。

今回僚の中村正志議員も質疑されましたので、3項目質疑を申し込んでおきましたけれども、その制定に当たっての市民の生産者等の意見については理解いたします。ただ、常に「市民協働のまちづくり」ということと、またこの条例をもっと深く市民の皆様を感じていただくためには、少し時間がかかっても、生産者等の直接なご意見を聞きながら提案していただきつつあるという思いもあります。それぞれ条例には附則がこれからできますので、その時点時点でまたつけていただきたいと思います。

そして、この条例が提案されたことも私は本当にうれしく思っております。稼げるまちへのまず第一歩というのが始まったなど。市長もよく稼げるまちという言葉をお話ししております。そのまず第一歩として、はっきりした方向性が見えてきたなどということは感じております。

昨夜、第2回むつ市の地魚と地酒を楽しむ会というのが行われました。これは、5漁協で順次持ち回りで開催している事業でございますけれども、民間も徐々に何とか自分たちの地域のものを普及していこうという形で始まっております。先ほどイベントについても計画があるということでしたけれども、地産地消の、市が進めるまず具体的なこととして、例えば学校給食とか病院食等までに踏み込む考えはあるか、まずお聞きします。

そして、地域経済の発展というものが最終的目的だと思いますけれども、通告していたことは、生産量を高める支援のところまで踏み込まなかったのはなぜかということと、2つお聞きいたしま

す。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） まず1点目なのですが、学校給食に踏み込むかどうかということについては、これは通告をいただいておりますので、教育委員会のほうで答弁できるかどうかというところはあるのですが、生産量を高めるところまで踏み込まなかったのはなぜかということなのですが、この条例案の1条では、目的として「農林水産物の消費及び利用拡大を推進することにより、農林水産業等の振興を図り、もって地域経済の発展に寄与する」というふうに規定しております。これは、あくまでも消費とか利用拡大ということを前提として、これらの生産量を確保、拡大するというのが大前提になっておりますので、あえてそういうところまで我々としては規定する必要がないということをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（金澤寿々子） 学校給食について、地場産品を使っているのかということにお答えいたします。

現在でも学校でも使っておりますが、さらにこの条例の制定に伴いまして、推進していくように努めてまいりたいと考えております。

○議長（白井二郎） 15番。

○15番（濱田栄子） 生産量を高めるところまでの話ですが、あえてと市長はお話しなさいましたけれども、それを言ってしまうと、あえてという言葉を使えば、例えば地酒で乾杯もよくしていることですので、やっぱりそこに一歩踏み込むことが地域を成長させていくのではないかなと思っております。この条例を制定した後に普及活動が進み、そしてそうやって熟成したときには、どうぞ拡大についても力を入れていくのだというような条項を入れていただきたいなと思っております。そのことにつ

いて、もう一度ご意見を下さい。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 繰り返しの答弁になりますけれども、地産地消あるいは地産外商ということで、この食を広めていくということに当たっては、生産量が拡大しないとそもそも広がりませんので、この条例の大前提になっているということをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（白井二郎） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

次に、5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 3点ほど質疑させていただきます。

私も地産地消は大賛成でございます。私の食べる食料、なるべく地元のものを食べるということで、注意して商品を選んでおります。

まず1点目ですが、この日本一と、日本一推進条例となっているのですが、こういう表記は必要なのかなというのをちょっと疑問に思いますものですから、そのところをお聞きしたいなと。

それで、日本一という表記よりも、むつイコールよいイメージというのを、これは一つの取り組みでできるわけではないのですけれども、やっぱりそういうイメージづくりに常に心がけていくということではないかなというふうに思うのですが、ちょっとここをお聞きしたいと思っております。

2点目ですが、同僚の議員も言っておりましたが、役割分担、生産者、事業者、市民、市というふうに役割分担したのは、改めて聞きますが、なぜなのかと。地産地消の大切さを、啓発を進めるという市の目標を明確にするというところにとどめておくのでよろしいのではないかなというふうに思うのですが、そのところをちょっとお聞きしたいと思っております。

3点目ですが、地産地消は大変よいことなのですが、ただむつ市だけでなく、私としては下北全

体の地産地消というのも見据えた取り組みがいいのではないかなと。私は、とにかく大きい目で見れば、できれば国産というのを大体商品選ぶときの選択肢、基準にしているのですが、その中でまた青森県産、そしてさらに下北産、さらにむつ市産という、こういう感じで私は基準として大体商品を選ぶようにしているのですが、そういった取り組みを、とりあえず下北全体というのも見据えた地産地消を進めるべきではないかなと思うのですが。

以上、3点、よろしく願います。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

日本一という表記についてとむつのよいイメージづくりということでありませけれども、日本一という用語をこの条例の中で用いたことで、大きな私は訴求力が生まれたと思います。インパクトのある条例名が今後の取り組みの普及促進に貢献をするというふうに考えております。市といたしましては、さらに日本一ということに向かって生産者、事業者、市民の皆様と一体となって取り組むことに価値があると考えております。そして、その取り組みの結果、このむつということがよいイメージということにつながっていくものと考えております。

お尋ねの2点目ですけれども、生産者、事業者、市民、市と役割分担したのはなぜかということですが、市の取り組みだけでは、この目的を達成することは不可能でありまして、生産者、事業者、市民の皆様のご協力をいただきながら、全市一丸となってこれを推奨していくということでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

それから、最後3点目ですけれども、むつ市だけではなく下北全体の地産地消を進めるべきということですが、むつ市議会に提案させていただきますむつ市の条例でございますので、むつ

市を対象とさせていただきます。

以上です。

○議長（白井二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 日本一という表記については、インパクトを強めるというふうな市長の考え方でございますが、この日本一、あるQアンドAというのがあるのです。「日本一おいしいとのぼりに表示する際の注意点を教えてください」というふうな、こういうQアンドAがあるのですが、そのアンサーとして、「日本一や世界初といったような最上級の表現を使って宣伝することは、その客観的な裏づけに乏しい場合、不当景品類及び不当表示防止法や不正競争防止法により、その使用を制限されてしまうことがあります。実際に賞をとったり雑誌で紹介されたりしたことがありましたら、そのことを宣伝して使うなど、客観的に偽りのない表示を心がけましょう」、こういうふうなQアンドAがあるのですが、私は確かにこのとおりだなと。例えば地酒が、酒のグランプリが結構あるのです。その中で例えば金賞をとったとか銀賞をとったとか、やはりそういったものの取り組みの結果をしっかりと宣伝していくと。また、そういう取り組みを推進していくというふうな取り組みが結果としてむつイコールよいというイメージを客観的にやはりつくり上げていくのではないかなというふうに思いますので、そこのところ、しっかり日本一とかという表記を使う場合、もう少しそこのところ、客観的なものを押し出すようなものも一緒につけてやらないと、大変逆の効果を生むかなというふうに思いますものですから、そこのところをもう一度お聞きしたいなというふうに思います。

それと、役割分担した件ですが、ここところは逆になかなか思うようにいかなかった場合に、そういったときにどのように総括するのかなというのがちょっとよくわからないのです。結局責任

を役割分担することによって、なかなか前に進まなかった場合に、市は一生懸命取り組んだと、でもほかのほうはどうかなというふうな何か議論になってしまって、責任というのが結果としてなかなかうまく明確にならなくなってしまうのではないかなというふうに思いますものですから、全体としては市が全て責任を持って進めるというふうな形でやったほうがいいのかというふうに思うものですから、そこの役割分担というのを再度お聞きしたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） ちょっとやじで質疑が聞き取れなかった部分があるのですがけれども、まず日本一ということに関していきますと、これは考えられるのは生産量で日本一ですとか、あるいは何らかの賞で日本一になりました。ワインなんかは、もう日本一になっています。そして、例えば日本一と言われているレストランのオーナー、レストランに使っていただいた、日本一と言われているホテルに使っていただいたとか、さまざまな形で日本一というものが表現できると思いますので、そうしたことについては、これから関係者一丸となって戦略的に取り組んでいきたいと、このように考えております。

また、役割分担ということでありましてけれども、前に進まなかった責任は誰が負うのかという議論は、私どもは一切考えておりません。ということよりも、前を向いてそれぞれがそれぞれの果たすべき役割を果たして日本一に向かっていきたいと、このように考えております。

○議長（白井二郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第1号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第2号

○議長（白井二郎） 次は、日程第2 議案第2号 むつ市コミュニティセンター脇野沢温泉条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、14番中村正志議員。

○14番（中村正志） 議案第2号 むつ市コミュニティセンター脇野沢温泉条例につきまして、質疑をさせていただきます。

まず、第3条第4号に「地域住民の活動拠点としての地域運営組織の自立に向けた取組に関する事」というふうに規定をされておりますが、これは具体的にどういうふうなことを意味しているのかお聞きをしたいと思います。

また、12条、13条を見ますと、将来的には指定管理することなのだろうと思いますが、その時期についてめどはあるのでしょうか。

また、それに関連しまして、新年度予算のほうにもあるのですが、わきのさわ温泉湯好会、これユウコウカイと読むのでしょうか、地域運営組織ということなのですが、そこが将来的に指定管理を担うことを想定しているのかも含めてお聞きしたいと思います。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、この脇野沢コミュニティセンターについて少しお話をさせていただきますと、これ住民の皆さんが主体となって、あるいはさまざまな大学にも入っていただいて、そして大学生にも来てい

ただいて、2016年、2017年度で14回にわたるワークショップを開催させていただいて、この有効利用について検討させていただきました。

我々としては、住民の皆様のアイデアをこの設計に反映させていただきまして、その中で出てきたものとしてはお風呂の壁、いわゆる風呂絵というものがあるのですけれども、これを地元の小・中学生で制作をしていただきました。さらには、交流休憩スペースのさまざまな利活用方式を出していただきまして、隣接するガラスハウスでハーブなどを栽培して交流スペースで提供するというようなこと、さらには地域住民が主体となってこのような形でやらせていただきましたので、わきのさわ温泉湯好会という新しい組織も立ち上がり、これからこの運営に携わっていきこうというようなお話もありました。我々としては集落支援員という新しい制度を活用して、この運営に当たっていききたいというふうに考えております。

人口減少、特に高齢化ということでいきますと、脇野沢地区が大変な状況であります。ただ、私としては、地域住民がこれを克服するという大きなモデル、先駆けとしてわきのさわ温泉湯好会、それから集落支援員に新しい風を創造していただきたいというふうに考えております。

お尋ねのありました第3条第4号のお話でありますけれども、脇野沢温泉は地域住民の皆様や観光客が温泉として利用することはもとより、地域住民の皆様がガラスハウスでの農作物の販売、栽培、それから体験型観光コンテンツ、こういったことを提供することで収益を得るというふうなことで、この地域に合ったコミュニティビジネスを展開する住民の皆様やグループの自立に向けた取り組みを支援、育成するという、このような趣旨でございます。

それから、わきのさわ温泉湯好会が管理するかということでもありますけれども、指定管理は原

則として公募によって募集を行うということになります。これは、来年度は市で直営でやらせていただきまして、指定管理制度の導入が適切と認められる場合は、平成31年度以降指定管理の公募ということになりますので、早くとも平成32年度以降というふうになると考えております。

以上です。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） これまでの脇野沢地域での取り組み、あるいは今おっしゃった部分については承知をしているわけなのですが、そこで見て、今本当に新しい先進的な取り組みなのですが、今までの施設管理といいますか、指定管理のほかのところと比べると、やるのがちょっとハードルが高いといいますか、何か責任がすごく重いというふうな感じを受けております。そうなったときに、市としては先ほど説明あった集落支援員ということで、ずっと関与していくことになると思うのですが、そのあたりの部分、新しいがゆえにちょっと心配な部分があるのですが、今後市としてもどういうふうにかかわっていく、どういうふうにしたいというのを再度ちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） これは、国の地方創生の取り組みの一環として行われているものです。地方創生というのは、稼ぐことを前提に地域が持続可能な形で自立していくという姿を見せられるかどうかということだと思っています。そして、その自立ということに関していけば、地域にも我々にもお互いに責任が発生するということだと思っていますので、それぞれの役割分担を図りながら、このコミュニティセンターを核として、脇野沢再生ののろしを上げていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） 3回目、最後に自立という部分にちょっとこだわって、そうしますと、今おっしゃられた部分、理念も含めて、最終的にはもう本当に自立してほしいというふうな考えもあるのでしょうか。あるいは市の関与を抜けてという部分、そのあたりについては、現時点ではそこまで見越しているものなのでしょうか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 施設管理の経費の話を少しさせていただきますと、施設管理に係る経費が年間で592万8,000円ということを見込んでおりまして、収入自体が208万8,000円ということになります。これは初年度の試算でありますけれども、ですから100%これが自立しているという状態は、まずこの時点では難しいということですが、ただやはりそうした中でも、この差額というものを少しでもそれぞれが知恵を出しながら埋めていくということが必要だと思えますし、それが仮にできなかつたからといって、これを廃止するというだけでもないということは、この場で改めて申し上げさせていただきたいと思えます。

○議長（白井二郎） これで中村正志議員の質疑を終わります。

次に、5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 今同僚議員のほうから、収支はどうなるのか、自立できるのかというふうな質疑に対して、支出が592万8,000円、収入が208万8,000円というふうな答弁がございまして、私はそここのところを聞いたかたのですが、それでこういう形になるということで、これに携わる人数というか、そここのところを再度さらにお聞きしたいなど。大体何人ぐらいで経営して、そこら辺、人数のほうを教えてくださいたいなど。この施設に携わる人の、そここのところを教えてくださいたいと思えます。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 集落支援員が2名で運営をさせていただきます。この集落支援員については、国からの財源措置が見込まれております。

○議長（白井二郎） 5番。

○5番（横垣成年） そのこのところ、もう少し詳しく、たしか新聞にも載ったと思いますが、300万円ぐらい来て、それがその2名に充てられて、そうするとそれ以外の部分で収入が208万8,000円で支出が592万8,000円という理解でよろしいでしょうか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） そのとおりでございます。

○議長（白井二郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。9番菊池広志議員。

○9番（菊池広志） 1点だけ確認させていただきたいと思えます。

むつ市のコミュニティセンター脇野沢温泉、脇野沢と、以前から気にしていました川内に湯野川温泉とありますよね。その湯野川温泉のまだ経営されている部分があるのですけれども、そこの、これをやる、この事業をやるよということに対しての協議会がなされたのかどうか。また、もしなされたとしたら、どのような反響というかご意見があったのか、もしあったとしたら教えてくださいたいと思えます。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

本件のコミュニティセンターを、これを再開するといいますか、新しい地域の核として再び火をともしということの中で湯野川温泉が議論されたということはございません。

○議長（白井二郎） 9番。

○9番（菊池広志） 私は、このむつ市コミュニテ

イセントー脇野沢温泉については、非常に賛成の立場なのですけれども、同じむつ市という地域の中で、やはりそういう部分でも、協議でなくても結構です。ただ、同じ地域の同じ市の中にあるというようなことも若干考え方の中に入れておいてもらって、双方がウイン・ウインという形はとれませんが、双方がやりやすい形をとれるように今後お話をしてみたらいかかなというように気がするのですけれども、その点について市長はどのようなお考えでしょうか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

温泉が同じようなエリアにたくさんあるというイメージなのかもしれないのですけれども、私どもとしては決してそのようには思っていないで、旧川内町と旧脇野沢村とそれぞれの地区があって、そして旧川内町のほうには湯野川温泉があり、また少し海のほうというか、まちに近いほうにはふれあい温泉川内があり、さらに脇野沢には脇野沢温泉があって、それぞれのところでまずそれぞれの地域の人たちが使っていただくと。もっと言うと、川内の湯野川温泉とふれあい温泉川内はもっと近いわけなのですけれども、ただこれも明確な役割分担が私はできていると思っていまして、ふれあい温泉川内のほうは旧川内町の地区の皆さんが地域の温泉として利用していただいている。一方で湯野川のほうは、地域の温泉ということを少し超えて観光客に使っていただいているというような認識でありますので、それぞれがそれぞれの役割分担を果たしながら、これからも運営がなされていくというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（白井二郎） 9番。

○9番（菊池広志） 湯野川、そして大畑にある薬研温泉というように、昔といいますか、私

がまだ若いころといいますか、まだ今も若いのですけれども、ただ湯野川も利用するお客さんが大変多かったのです。そして、薬研も大変多かった。しかしながら、薬研のホテルすらも撤退するというような状況にあります。その辺も、私はこの今の事業に賛成する者の一人ですが、それと同時に、今苦しい状況になるというふうな状況も察した行政をぜひ進めていただきたいというように思いながら、応援させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（白井二郎） これで菊池広志議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第2号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第4号

○議長（白井二郎） 次は、日程第3 議案第4号 むつ市部設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、18番齊藤孝昭議員。

○18番（齊藤孝昭） 簡単に質疑させていただきます。

議案第4号なのですけれども、保健福祉部及び民生部の一部を福祉部、健康づくり推進部及び子どもみらい部の3つに分けるというふうな議案がありますが、その他もあります、建設部の話もありますが、今保健福祉部の関係について質疑します。

3つに分けるということで、今まで1つであっ

たものを3つに分けると、俗に言う縦割り行政になって、本来連携しなければならない業務が連携できなくなるのではないかというふうな心配がありますが、その対応策はどういうふうを考えているのか、まず1点お聞きします。

その答えをもらって再質疑しようと準備していましたが、先に一緒に聞きます。もう一つは、その再編するときに、その部が何を担当するのか、その部で何をするのかというところを住民の皆さんはなかなかわかりづらくて、その再編の時期と同時に広報等を行うことが必要ではないかというふうに思っていますが、そのところのお考えをお知らせ願いたいと思います。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、保健福祉部、民生部の一部を3つの部へ分割した場合の縦割り行政とならないための取り組みということでありまして、今定例会に提案をさせていただいております副市長が2名ということで体制を組みます。まずは、副市長のところできっとこれを統制していただくということだと思っております。

さらに、この3部体制となりましても、事業実施等で組織横断的な対応が必要な場合は、福祉部福祉政策課が中心となって各部の連絡調整を図りながら行うということに考えております。と申しますのも、ここで新しく地域福祉計画というものを、これ策定することになっておりまして、この中では福祉部だけではない、例えば子育てのことですとか、そういう健康づくりのことですとかもこれ書き得る計画になっておりますので、いずれにいたしましても、この福祉部福祉政策課のところが今までの3部の取りまとめとして機能するというふうに考えております。

それから、再編の後、市民の皆様への周知ということですが、これ非常に重要なご指摘だと思っ

ております。広報むつの4月号で詳細ご案内をさせていただきたいと思っておりますし、4月2日には庁内の案内看板もしっかりとそろえる形をとりたいと思っております。

また、さらに4月2日から窓口サービス専門員を、これ拡充いたしまして、制服を準備して、制服を着せて、まさにコンシェルジュのような形で運用させていただくということですので、ハード、ソフト合わせて市民の皆様は4月2日から不便のかからないような対応をとってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） この条例によって、いろんな話、先ほど同僚議員から出ていますが、大体想像はできますが、部長は新たに何人ふえるのか。そして、この再編によって職員というのは全体としてふえるのかどうかということ。そして、人件費は全体としてふえるのかどうか。そして、建設部を都市整備部にする理由は何か。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず部長ですけれども、部が2つふえるということですので、当然2人ふえます。

職員ですけれども、職員はふえることはありません。

人件費ですけれども、約2,300万円の減ということになってございます。

それから、建設部を都市整備部にする理由ということでありまして、拡大時代の建設一辺倒から廃止、再編を含む都市整備への転換というような時代になっていると思っております。そうした中では土地利用、それから土地利用規制ということとその都市計画を軸とした都市構造の転換が求め

られて、結果としてコンパクトなまちづくりヘシフトする、いわゆるコンパクトシティへのシフトが求められているというふうを考えておりますので、こうした事情から名称を変更するものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 職員はふえるのかというのに対してふえないということで、人件費はふえるのかということに対しては、2,300万円ほど減る、職員はふえなくて、人件費は減る、このところをもう少しちょっと教えていただければと思います。職員は、では逆に減って2,300万円ほど人件費が……

（不規則発言あり）

○5番（横垣成年） ちょっとやじうるさいですよ、山本議員。

人件費のその減と、職員がふえないという、こちら辺の絡みをもう少し教えていただければと思います。

この都市整備部についてですが、理由を聞く限りでは、余り変えるほどの理由はないような感じはするのですが、コンパクトシティを目指すという意味で都市整備部というふうな絡みですが、ちょっとそここのところをもう少し、建設部のままでできなかったのかどうかというのをお聞きしたいと思います。よろしく願います。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） ちょっとお尋ねの趣旨がわかりかねる部分があるのですが、まず職員自体は1名減ということになってございます。

それから、都市整備部については、これはまず都市政策課というところが都市計画課、土地利用規制を前提とするコンパクトシティということを考えておりますので、そういう形になって、その中に新しくコンパクトシティ推進室という室を設けます。今現在国土交通省のほうの全国の地方再

生コンパクトシティモデル都市というところに応募をさせていただいております。これがかなえば、全国の中でもこれを引っ張っていくリーディングシティとしての位置づけがありますので、それにふさわしい体制を今回整えるということが1点。

それから、建築住宅課というところをまちづくり推進課というふうに名称を変更しようと考えております。これは何かと申しますと、住宅政策が中心でありましたけれども、これも財政的に非常に厳しい中で市営住宅をこれから作り続けるのかということは一つ大きな論点になってくると思います。ただ、そうした中で、そのまちづくり推進課の中に官民連携推進室という室をつくりまして、ここではPFIや、あるいはPREという新たな資金手法を使った都市の構築ということを検討しておるということですので、これらをあわせて考えた際に、建設部という名前ではなくて都市整備部という名前のほうがふさわしいと判断をさせていただきましたので、名称を変更することになった次第でございます。

以上です。

○議長（白井二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 人件費が2,300万円減となる部分について、再度お聞きするのですが、ちょっとまいこと理解できないので。

職員が1名減で、それで人件費が2,300万円減、この関係がよくわからないので、もう少しそのところを詳しく教えていただければと思います。私のイメージでは、結局部長が2人ふえるということと、副市長も1人から2人になると。そういう意味では人件費はふえるのかなと。職員1名減だけでは2,300万円の減にはならないかなというふうに思いますものですから、そここのところ、もう少し詳しく教えていただければなと思います。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 極めて簡単に申し上げますけれども、退職者という方々の給料と、新卒で入ってくる方々の給料というのは、これは圧倒的に違うわけです。それが今回の理由だにご理解ください。

○議長（白井二郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第4号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◇議案第5号

○議長（白井二郎） 次は、日程第4 議案第5号 むつ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第5号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第6号

○議長（白井二郎） 次は、日程第5 議案第6号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第6号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第7号

○議長（白井二郎） 次は、日程第6 議案第7号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第7号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第8号

○議長（白井二郎） 次は、日程第7 議案第8号

むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第8号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第9号

○議長(白井二郎) 次は、日程第8 議案第9号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第9号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第10号

○議長(白井二郎) 次は、日程第9 議案第10号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第10号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第11号

○議長(白井二郎) 次は、日程第10 議案第11号 むつ市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第11号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第12号

○議長(白井二郎) 次は、日程第11 議案第12号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、1番原田敏匡議員。

○1番(原田敏匡) 議案第12号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例について3点質疑させていただきます。

1点目は、介護保険料が増額改正となった理由についてお尋ねします。

2点目は、改正後の値上げ額など市民に与える影響についてお尋ねします。

3点目は、値上げをしない場合、想定される市

民へのサービス、例えば市民サービスの減少など、また財政へ与える影響についてお尋ねいたします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、増額改正となった理由についてでありますけれども、平成30年度から平成32年度を計画期間とする第7期におきましては、高齢者人口の伸びによるサービス受給者がふえること、それから介護報酬の改定が0.54%の増額改定であること、認知症の方が入所するグループホームの増床を計画したこと、65歳以上の第1号被保険者の負担割合が22%から23%に変更になることが増額改正の理由となります。

改正後の市民の皆様への影響ということでありまして、この改正によりまして、第1号被保険者である65歳以上の全ての方が対象になります。所得の低い方が属する第1段階で月額315円、所得の高い方が属する第9段階で月額1,190円の増と、世帯の課税状況及び個人の所得状況により9つの所得段階の区分に応じ、負担がそれぞれふえることとなります。

値上げをしない場合の想定される市民の皆様へのサービスあるいはその財政へ与える影響ということでありまして、サービスの減少など市民の皆様への影響ということであれば、市民の皆様が利用する介護保険サービスを制限することは、制度的にはないということでありまして、市が任意で実施している介護予防事業などの事業が十分に行えないなど、サービスの減少につながることとなります。

また、歳入不足により生じた赤字分については、平成33年度から平成35年度のこの次の第8期の保険料に上乘せするということとなりますので、その分負担を先送りすることとなります。そうした観点から、市民の皆様への影響を最小限に抑える

ため、段階的な措置として今回の増額に踏み切っているということでご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） ありがとうございます。増額改正に至った理由、そして改正しない場合に与える影響については理解するところではございますが、それを踏まえて、今後高齢者人口がふえていく中においては、必然的に介護保険料のさらなる値上げが想定されます。

そこで、今後どのように値上げを抑制していくのか、対策、手段等ありましたら、お尋ねいたします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） ご指摘のとおりでありまして、介護保険料の額の設定には、市民の皆様が利用する介護サービス費の総量が根拠になりますので、その総量の抑制をする必要があります。その対策としては、まず短期的にはサービスの利用が適正かどうか、計画の点検をするケアプラン点検等の介護サービス費適正化事業を行うということでありまして、また長期的には介護を必要とする人をふやさないための介護予防事業、これを充実させるということで介護サービス費の抑制に努めていきたいと、このように考えております。

○議長（白井二郎） これで原田敏匡議員の質疑を終わります。

次に、14番中村正志議員。

○14番（中村正志） 議案第11号につきまして、質疑をさせていただきますが、今の原田議員と一部重複するところがございますが、質疑をさせていただきます。

今回は増額改正ということで、今の答弁にもありました第7期の介護保険事業計画、その中で介護サービス料の見込みで、特に新規事業も含めて、その点についてお尋ねをしたいと思います。

また、被保険者数はどれくらいを見込んでいるのでしょうか。

加えて、第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は第7期ではどのように考えているのでしょうか、あわせてお聞きしたいと思います。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 私のほうからは、介護サービス料の見込みということにお答えさせていただいて、残りは担当部長から答弁をさせていただきますけれども、介護サービス料の見込みについてお答えいたします。

高齢者人口の伸びや介護報酬の増加により増となる介護サービス費のほか、施設基盤整備としてグループホームの増床を見込んでおります。また、市が任意事業として実施しております地域支援事業費として、各種介護予防事業に加え、新たな認知症施策の実施を見込み、介護サービス費と合わせて3年間の総額で185億3,953万2,293円を見込んでおります。

○議長（白井二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（瀬川英之） お答えいたします。

被保険者数の見込みということですが、平成30年度では65歳以上の第1号被保険者数は1万8,490人、40歳から64歳までの第2号被保険者につきましては1万9,656人、平成31年度では、第1号被保険者は1万8,613人、第2号被保険者は1万9,198人、平成32年度では第1号被保険者1万8,595人、第2号被保険者1万8,870人と見込んでおります。

次に、第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合についてでありますけれども、第1号被保険者の負担割合は、先ほど申しましたように23%でありまして、第2号被保険者の割合は27%となります。

以上です。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） どうしても保険料の改定の議案になりますと、保険料が上がるだとか、どうしても高過ぎるというふうな議論になってしまうのであります。いろんな意見や考え方があるのだらうと思いますが、今答弁いただいたようなことを事前にわかっているのであれば、この部分どうにかならないのかな、この分どうにかしましょうということで、もうちょっと介護保険料についても議論が多分深まるのかなというふうに考えております。

一般質問の中では、第7期の事業計画のほうは3月中にできるということだったのですが、できますればその介護計画のほうを、この保険料改定の前の議論の前にお示しをいただいて、その中身をきちんと吟味したうえで、これだったら仕方ないなとかというふうな議論ができればもっともっとなんかというふうに感じておるのであります。どうしてもこの介護保険、共助の部分でありますので、ある程度みんなで納得したうえで保険料を決めていかななくてはいけませんので、そういう部分で議論するに当たって、今説明を受けたような資料を議論の前に提出することは可能なのでしょうかということを含めてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 今中村議員から重要な指摘があったと思うのですけれども、ただ今回の第7期の計画も、審議会といたしますか、この答申を経て我々受けています。もちろんその段階で議員の皆様にお示しをしてご理解いただくということも可能なのですが、これがある意味議会の前の事前審査に当たらないかとか、そういう論点もあって、今回この議案として示している中で議論を尽くして、これに賛否をいただくというのが議会と我々のあり方の当然の姿なのかなという部分もござい

ただ、ご指摘はご指摘として我々受けさせていただきますので、ぜひこれは議会のほうでもご議論をいただきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（白井二郎） これで中村正志議員の質疑を終わります。

次に、5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 3点ほどお願いします。

改正の影響を受ける対象人数と引き上げ総額は、大体基準額では6,000円が6,700円と700円がアップになるのですが、その引き上げ総額は幾らかということですか。

そして、今回基準額で700円引き上げしたのですが、その引き上げを抑える努力はしたのかどうか。

最後ですが、当然引き上げをすると、一番影響を受けるのがやっぱり低所得者層であるという意味で、低所得者対策として、今までと違う何か対策は今回の改正でとるのかどうか。

以上、3点お願いします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 改正の影響を受ける対象人数ですけれども、平成30年度1万8,490人となります。

また、引き上げ総額は平成30年度で年額1億3,841万5,200円となります。

引き上げを抑える努力はしたのかということについてでありますけれども、適正な介護サービスの利用の促進を目的としたサービス費適正化事業でありますケアプランの点検と主要5事業を実施しております。また、長期的な視野から介護サービス費の抑制を目的とした各種介護予防事業を実施しているところであります。

3点目ですけれども、低所得者対策として、今まで違う対策はとったのかということですが、国から示されている低所得者層への軽減対策

については、これまでと同様に行っているところでございます。

○議長（白井二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 今回総額で1億3,841万5,200円という、こういう負担が65歳以上の方にかかるということで、それこそ大変な金額でございます。これが引き上げをされなければ、それこそ地域経済に回る部分もあるそういう金額が、こういう金額で1億3,800万円が吸い上げられてしまうというふうな形になるのですが、市長、こういう形での負担増というものに対して、改めて市長の思いをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 何かあたかもある方から1億3,800万円を取るかのような議論ですけれども、我々のその対象者というところで見ますと、一番多い第1段階のところ、1万8,490人のうち5,096名おりますけれども、月額315円ということの負担増でございます。

○議長（白井二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 315円の引き上げだからよいという意味でございましょうか。余り負担増というふうな感じで捉えていないという意味でよろしいでしょうか。再度よろしく申し上げます。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 違います。

○議長（白井二郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第12号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第13号

○議長（白井二郎） 次は、日程第12 議案第13号
むつ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正
する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
すので発言を許可します。5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 今回の条例改正で高齢者にど
ういう影響があるのかというのを、大まかでよろ
しいので、教えていただければと思います。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず結論から申し上げまして、今回の条例改正
によります市内在住の被保険者への影響はござい
ません。

今回の内容ですけれども、入院などのために他
県に転出している方が、その時点で75歳に到達し
て後期高齢者医療に加入する場合に、入院してい
る県ではなくて青森県の被保険者となることか
ら、これについて我々が徴収するということです
ので、結果としては影響はないということでご理
解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） これで横垣成年議員の質疑を
終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第13号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号は、
お手元に配布しております議案付託表のとおり、
民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第14号

○議長（白井二郎） 次は、日程第13 議案第14号
むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例を

議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
すので発言を許可します。5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） この国保が4月1日から県単
位になるということを受けた条例だと思いき
ますが、この改正する条例によって、市民にとって今
までと何か変わることがあるのかどうか、よろし
くお願いいたします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） こちらも先ほどの議案と同
様、被保険者の影響はございません。条例の中に
運営協議会としか規定されていなかったものが、
県に移管されることに伴って、この条例の中の運
営協議会を市のものであるというふうに明記する
という技術的な修正でございます。

○議長（白井二郎） これで横垣成年議員の質疑を
終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第14号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号は、
お手元に配布しております議案付託表のとおり、
民生福祉常任委員会に付託いたします。

ここで、午前11時25分まで暫時休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午前11時27分 再開

○議長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開き
ます。

◇議案第15号

○議長（白井二郎） 次は、日程第14 議案第15号
むつ市有牛の貸付等に関する条例の一部を改正す
る条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第15号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第16号

○議長(白井二郎) 次は、日程第15 議案第16号 むつ市観光遊覧船条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第16号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第17号

○議長(白井二郎) 次は、日程第16 議案第17号 むつ市地域特産品生産施設条例を廃止する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、14番中村正志議員。

○14番(中村正志) 議案第17号 むつ市地域特産品生産施設条例を廃止する条例につきまして、1点だけ質疑をさせていただきます。

この廃止後の施設運営というものは、どのようになるのでしょうか。

○議長(白井二郎) 市長。

○市長(宮下宗一郎) お答えいたします。

このむつ市地域特産品生産施設でありますけれども、旧大畑町が昭和62年に供用を開始し、平成18年度から大畑ヒバ工芸研究会が指定管理を行っている施設であります。

今後の管理運営につきましては、同研究会と協議しましたところ、同研究会から施設の譲渡を受けたいという意向が示されたものであります。当施設を市としては廃止し、同研究会に譲渡し、同研究会がこの施設を運営することを想定しております。

以上です。

○議長(白井二郎) これで中村正志議員の質疑を終わります。

次に、15番濱田栄子議員。

○15番(濱田栄子) 議案第17号について質疑いたします。

通称大畑木工センターのことですので、地元のことですので、思いを込めてこの木工センターもつくられて、これまで指定管理を受けながら、合併した後も運営してきたわけですが、現在の指定管理者、10年ほど指定管理しているわけですが、その経営移譲ということについてはこちらのほうからお話ししたのでしょうか、それとも向こうのほうからでしょうか。まずお知らせください。

○議長(白井二郎) 市長。

○市長(宮下宗一郎) 先ほどの答弁の中でも申しましたけれども、同研究会といいますか、大畑ヒバ工芸研究会のほうから、施設の譲渡を受けたいという意向が示されたということでございます。

○議長(白井二郎) 15番。

○15番(濱田栄子) では、こちらのほうで、まず指定管理は行わないということで、その譲渡を受けたということで理解していいですか。向こうの

ほうから先に申し出があったということですか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 先ほど答弁したとおりです。

○議長（白井二郎） 15番。

○15番（濱田栄子） それでは、地元の理解を十分得ての譲渡、移譲ということですので、私も了解いたしました。

○議長（白井二郎） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第17号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第18号

○議長（白井二郎） 次は、日程第17 議案第18号 指定管理者の指定の変更についてを議題といたします。

本案は、むつ市ウェルネスパークの指定管理者の指定の期間を変更するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。18番齊藤孝昭議員。

○18番（齊藤孝昭） 議案第18号は、むつ市ウェルネスパークの指定管理者の指定期間を平成31年までの5年間だったのを平成32年まで1年間延ばすということであります。その理由をお知らせ願います。その後契約年数はどういうふうになっていくのかも、あわせてお知らせください。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

1年延長する理由ということでありますけれども、今隣接地に総合アリーナを建設する予定とな

っております。この供用が平成32年ということになっておりますので、これに合わせて両施設を一体的に管理するということを今検討しております。したがって、この指定管理期間の開始時期を合わせるために、今回1年延長するということでございます。

その後の年数ということでありますが、今現時点では5年間ということで想定をしております。

以上です。

○議長（白井二郎） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第18号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第19号

○議長（白井二郎） 次は、日程第18 議案第19号 むつ市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。8番石田勝弘議員。

○8番（石田勝弘） 今回新しく、新規として入る「ホタテガイ養殖残渣ジオサイクル事業」の内容についてお伺いいたします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

これは、旧川内町、川内地区のホタテ漁の独特のものなのですが、ホタテの残渣を、これを陸上で処理する漁の方法をとってございます。そうしますと、これ海洋投棄すると不法投棄にな

って、それ全部今までごみとして処分していたということなのですが、今脇野沢地区で短角牛を生育しているということの、そのふんと残渣をあわせて堆肥化するという事業。この堆肥化したものを、また川内のワイナリーの畑で使うということで、地域で今までごみとして処理をしていた残渣をリサイクルして使っていこうという事業を今回計画をしているということでもあります。

この事業によって、今までそのごみ処理費として多額に払っていたものが、これがまた資源にかわるということで、私自身も大きく期待をしている事業でございます。

以上です。

○議長（白井二郎） これで石田勝弘議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第19号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第20号

○議長（白井二郎） 次は、日程第19 議案第20号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、本年6月30日をもって任期満了となる人権擁護委員に竹澤笑美子氏を推薦することについて、議会の意見を求めるためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第20号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◇議案第21号

○議長（白井二郎） 次は、日程第20 議案第21号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、本年6月30日をもって任期満了となる人権擁護委員に山本宏子氏を推薦することについて、議会の意見を求めるためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第21号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第21号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員会への付託を省略すること

に決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◇議案第22号

○議長(白井二郎) 次は、日程第21 議案第22号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、退任による欠員が生じていた人権擁護委員に渡部敏雄氏を推薦することについて、議会の意見を求めるためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第22号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よ

て、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◇議案第23号

○議長(白井二郎) 次は、日程第22 議案第23号 平成29年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、18番齊藤孝昭議員。

○18番(齊藤孝昭) 議案第23号 平成29年度むつ市一般会計補正予算の繰越明許費についてお聞きいたします。

予算を執行する現場ですが、会計年度独立の原則とか予算単年度主義みたいなことに縛られて、繰越明許をできるだけ少なくするというふうな考え方で進めていると思います。一方では年度末の使い切りとか無駄な予算執行につながっているのではないかというふうな指摘をする人もいます。そこで、今回繰越明許する各事業の理由をそれぞれお知らせ願いたいと思います。

○議長(白井二郎) 経済部長。

○経済部長(三上達規) お答えいたします。

繰越明許費のうち経済部が所管する第6款農林水産業費、第4項水産業費に係る3事業についてお答えいたします。

初めに、むつ地区水産物供給基盤機能保全事業についてであります。本事業は関根漁港における漁港施設の長寿命化を図る事業でありまして、機能保全計画の策定に当たり、県との工法協議に時間を要したことから、年度内での事業の完了が困難となったため繰り越すこととしたものであります。

次に、漁村再生交付金事業と漁港施設機能強化事業についてであります。これらの事業は関根漁港の用地造成と越波対策、波を越すの越波でございますが、越波対策を行う事業であり、これま

で漁村再生交付金事業で進めてまいりましたが、県との工法協議の結果、越波対策の工事につきまして、別の国庫補助事業である漁港施設機能強化事業として実施することとなり、漁港施設機能強化事業基本計画を変更する必要があり、国からその承認を得るのに時間を要し、年度内での事業の完了が困難となったため繰り越すこととしたものであります。

○議長（白井二郎） 建設部長。

○建設部長（光野義厚） 建設部が所管する第8款土木費の2件の事業を繰越明許とする理由についてご説明いたします。

まず、道路橋りょう費の橋梁長寿命化修繕事業についてであります。今年度荒川橋の完成に向け工事を実施してまいりましたが、工事の支障となる電話柱の移転に不測の日数が生じたため、年度内の完成が見込めなくなったことから繰り越するものであります。

次に、都市計画費、横迎町中央2号線整備事業についてであります。工事実施に当たり、工事区域と隣接する地権者の皆様との調整及び下水道工事との調整に期間を要したことから、契約済みの工事2件及び発注予定であった工事1件の合計3件について繰り越すものであります。

以上でございます。

○議長（白井二郎） 18番。

○18番（斉藤孝昭） 毎回この時期に繰越明許する事業について、今と同様の質疑をさせていただいています。工事を請負したのですが、お金が支払われないというふうなことになる、やはり工事をされている事業者の皆さんが困ることに至るのではないかとこの趣旨で毎回聞かせていただいております。

今説明を受けた5件の中で、事務処理上もっと頑張っていれば年度内処理できたという事業があったらお知らせください。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

我々今年度から、むつ市総合経営計画ということでPDCAサイクルによって事業を行っております。これは、毎月事業の進捗状況についてそれぞれの部局が進行管理をして行っているわけですが、少なくともやはり相手がある、あるいは不測の事態があるということについては、我々がいかに努力を重ねても難しい部分があるということでご理解いただきたいと思いますし、そういう意味では、もう少し頑張っていればできたという部分は、それは全体そうなのかもしれませんけれども、我々としてはなかなかちょっと申し上げにくい部分があるということをご理解いただきたいと思います。

いずれにいたしましても、斉藤議員からご指摘いただいたとおりでございます。この繰り越しには行政の怠慢によって、これが繰り越されるようなことがあってはならないことであります。それは、その民間の事業者の方々の期待を裏切ることにつながりますし、また市民の皆様のご期待をも裏切ることになると思います。したがって、今後もこうしたことがないように、しっかりと進行管理をしながら事業のほうを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） この補正予算の中で、ウェルネスパークの指定管理料ということで後ろのほうに掲載されておりますが、1億1,339万9,000円と、そしてその中に左の財源内訳というところがあるのですが、一般財源で3,019万9,000円というので手当てするというのであります。これ当初は、一般財源というところには500万円という数字で

あったのですが、こういう形でふえているので、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（白井二郎） 民生部長。

○民生部長（中里 敬） 済みません、お尋ねの金額のほう、ちょっとこちらのほうと合わないのので、先にウェルネスパークの今回の補正提案の内容についてご説明いたします。

今回のウェルネスパークの指定管理期間ですが、1年間延長するというに伴いまして、平成31年度、指定管理料を追加し補正するものであります。当初予算では、平成31年度の指定管理料は計上しておりませんので、ちょっと横垣議員のお尋ねの500万円というところについて、ご指摘いただければ再度ご説明いたします。

○議長（白井二郎） 5番。

○5番（横垣成年） この補正予算の22ページのところにもつ市ウェルネスパーク指定管理料というところがございまして、債務負担行為で云々というふうな、調書ということで載っているのですが、そのところの一般財源が3,019万9,000円となっているということです。

これウェルネスパークは、当初平成18年から営業を開始したのです。そのときに当時の杉山市長に、これウェルネスパークが建設されると、結局維持管理費、一般財源への影響があるのではないかと聞いてきたときに、一般財源にはほとんど影響しないというふうな答弁で、当初は大体一般財源は500万円、それ以外の経費は大体国県支出金で賄うというふうな答弁をしておりましたものですから、最近この一般財源が3,000万円という形でふえているので、その理由はなぜかと。

私のほうで調べたら、平成22年度までは500万円来て、平成23年度あたりから3,000万円という形で一般財源に負担がかかってきているということです。その理由をお聞きしたいなというふうに思っております。

○議長（白井二郎） 財務部長。

○財務部長（氏家 剛） お答えいたします。

財源のお話ということでございまして、国県支出金につきましては、議員もご承知だと思いますが、電源立地地域対策交付金が充当されております。その残りを一般財源というふうなことで措置しているというふうなことでありまして、この電源立地地域対策交付金のその事業に対する充当額の違いによって、この一般財源のほうが増減するというふうな形になります。

議員もご承知だと思いますが、かねてより電源立地地域対策交付金、こちらのほうが段階的に減少してきておりまして、そういう関係上どうしても充当額が減る、一方では一般財源がふえるというふうな仕組みになっているということでご理解いただきたいと存じます。

以上です。

○議長（白井二郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第23号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第23号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◇議案第24号

○議長(白井二郎) 次は、日程第23 議案第24号 平成29年度むつ市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第24号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第24号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第25号

○議長(白井二郎) 次は、日程第24 議案第25号 平成29年度むつ市下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第25号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第25号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第26号

○議長(白井二郎) 次は、日程第25 議案第26号 平成29年度むつ市魚市場事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第26号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第26号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第27号

○議長(白井二郎) 次は、日程第26 議案第27号 平成29年度むつ市水道事業会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第27号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第27号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第28号～議案第35号

○議長(白井二郎) 次は、日程第27 議案第28号 平成30年度むつ市一般会計予算から日程第34 議案第35号 平成30年度むつ市水道事業会計予算までの8件を一括議題といたします。

これより質疑に入りますが、ただいま一括議題といたしました8議案については、それぞれ区分して質疑を行いますので、ご了承願います。

まず、議案第28号 平成30年度むつ市一般会計予算について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、18番齊藤孝昭議員。

○18番（齊藤孝昭） 議案第28号 平成30年度むつ市一般会計予算について、総括質疑をさせていただきます。

予算編成の基本方針では、むつ市総合経営計画に基づきながら、歳入に見合った財政規模への転換を図りつつ、時代に即した真に必要な事務事業を見きわめながら、効果的かつ効率的な財政運営による強固な財政基盤の確立を目指して予算編成をしたとしています。また、提案理由では、平成30年度予算を全世代市民応援予算とキャッチコピーで表現し、「笑顔かがやく希望のまち むつ」の実現に向けた意気込みを示しております。このことは、一般質問で多少市長答弁しておりましたが、この平成30年予算を全世代市民応援予算とキャッチコピーした根拠または理由をお知らせしたいと思います。

次は、予算編成方針のときの話ですが、普通建設事業費、人件費、扶助費、公債費及び市の裁量によりがたい事業等を除く全ての事業に対して、一般財源ベースですが、前年度当初予算比マイナス4%というシーリングを設定しておりました。その結果による成果はどうだったのかをお知らせしたいと思います。

また、このたびから導入しました、マイナスシーリングを達成したうえでの話のようですが、インセンティブ予算枠というふうなことを設定したことにつきまして、その理由、そしてその予算編成に当たった成果または結果についてお知らせしたいと思います。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お尋ねの1点目ですが、平成30年度予算を全世代市民応援予算とキャッチコピーした理由ということでもありますけれども、予算案の発表の際には、常に記者発表させていただいています。その際に、記者の方々から必ず、これはどういう予算かということでキャッチ

コピーを求められておりました。今回は、あえてその場でこの全世代市民応援予算ということで発表させていただいたということでもあります。

この内容としては、まさに生まれてくる赤ちゃんから高齢者、墓地、墓場まで、こういうのに対応した編成となっております。全世代を応援する内容になっているということで、それを表現させていただいたということでもあります。

そして、お尋ねの2点目ですけれども、マイナスシーリングをしたことでの成果ということではありますが、平成30年度は、そもそも歳入のうち、地方交付税で3億6,000万円もの減額が見込まれておりました。その中で各部局の自発的な事務事業の見直し、創意工夫によりまして8,100万円の減額のほか、職員の人件費で2,300万円、公債費で6,100万円、一時借入金で1,400万円など財政負担を抑えるといった一定の達成ができたからこそ予算編成ができたということですので、成果は上がっているというふうに認識しております。

最後、3点目、インセンティブ予算枠ということを設定した理由ということでもありますけれども、今回予算編成に当たって、希望のまちづくり推進枠ということで、全庁的にマイナスシーリングにより生じた財源の一部を使ってまちを元気にしていこうということで、この枠をつくらせていただきました。私が就任した当初は、切られることが前提の予算編成で、これは全くみんな元気がないような状況でありましたけれども、今回希望のまちづくり推進枠ということで予算編成をしたところ、非常に活気のある予算編成作業になったのではないかなというふうに思っております。その結果、新規で10事業、事業費で約2,000万円ということでありまして、これまで支援ができていた分野や行政課題を克服するための事務事業の掘り起こしのほか、職員の予算要求に対する意識改革にもつながったものと考えております。

以上です。

○議長（白井二郎） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 平成30年度予算について質疑いたします。

この予算全体で、いろいろ見ると新しく立ち上げた事業とか、廃止したものが見られるのですが、そういうところの新規事業、そして廃止した事業をお聞きしたいなというふうに思います。

2点目ですが、新体育館についてですが、新体育館が本予算には計上されております。その新体育館の財源についてちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

予算書の後ろのほうに掲載しておりますが、国県支出金というのが10億円ほどあります。この国県支出金というのは、確実に入るものなのかどうかというのを確認させていただきます。

それと、地方債ということで、全体の事業費が43億8,400万何がしというふうに計上されておりますが、その中の地方債が32億円というふうになっております。この地方債の内訳をお聞きしたいなというふうに思います。恐らく今までの説明だと、合併特例債かなというふうに思うのですが、ただ合併特例債は後日100%返ってくることはないのかなというふうに思いますから、その部分、32億円のうち、どのくらい国のほうから手当てされて、実際むつ市はどのくらい負担しなくてはいけないのかというところを、一般財源1億7,000万円ほど計上されておるのですが、これと含めて最終的にむつ市の負担はどのくらいになるのかというのをお聞きしたいと。

あと3点目ですが、この新体育館の四十数億円というふうな建設によって、当初こういう事業をやる予定だったが、これを後にしようというふうな形で影響を受けた事業というのがあれば教えて

いただきたいなと。

あと最後ですが、下北医療センターへの貸付金が20億円で、貸して、また3月に返してもらって、貸してまた3月に返してもらうという形の20億円ですが、こういう形の貸し付けが今後何年ほど続くのか。10年続くのか、20年続くのか、そのところの予定を教えてくださいと思います。

以上です。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、新規の事業、廃止した事業ということでありますけれども、主な新規の事業といたしましては、特定不妊治療助成事業、ハイリスク妊産婦アクセス支援事業、新規高卒者市内定着支援事業、Uターン就職等推進事業、地域循環型ジオサイクル推進事業、キャリア教育推進事業、AIR in Mutsu Kawauchi、これは滞在型地域連携アートプロジェクト川内ということで名づけさせていただいております。下北ジオパーク台湾メディアプロモーション事業、むつ市魅力発信事業、むつ市夜景観光推進事業、自主防災訓練備蓄品提供事業などさまざまな新規事業を展開させていただきたいと考えております。

また、廃止した主な事業としては、行政連絡員制度などのほか、公共施設では木材工芸センターなどとなっております。

お尋ねの2点目、むつ市総合アリーナ整備に係る財源等ということでありますけれども、平成30年度と平成31年度における事業費約43億8,000万円の特定財源は、国からの社会資本整備総合交付金及び合併特例債となっております。社会資本整備総合交付金の約10億円につきましては、現在国へ要望を行っているところであります。交付見込額となっておりますが、これ以上ということではできないかということも引き続き交渉しているということをご理解を賜りたいと存じま

す。

また、合併特例債に関しましては、約32億1,000万円ということで見込んでおります。合併特例債は、後年度において元利償還金の70%が交付税措置されますから、約22億4,000万円が交付税措置とされ、残りの約9億7,000万円が今後の負担となります。したがって、特定財源を除く一般財源約1億7,000万円と交付税措置されない9億7,000万円を合わせますと、約11億4,000万円がむつ市の負担となります。事業費43億8,000万円に対して11億円で建設するということなので、なおこれは少なくすることを今交渉中でありますので、市民の皆様には十分ご理解いただける財源構成になっていると自負しております。

続きまして、新体育館により影響を受けた事業は何かということでありまして、予算編成に当たりましては、むつ市財政中期見通しに基づきまして、予算規模や特定財源、財政健全化比率などを考慮しながら計画的に事業を進めておりますので、特に影響を受けた事業はないと認識しております。

最後、下北医療センターへの貸し付け20億円ということでありまして、この貸し付けについては、下北医療センターにおきまして一時借入金金が解消されるまで行うつもりでございます。

以上です。

○議長（白井二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 新体育館の部分であります、国県支出金、まだ要望しているというふうな答弁であったのですが、これが確定するというのはいつごろになるのかということをお聞きしたいと思います。

それと、実際の市の負担が11億4,000万円ということで、これはそれこそこれからというか、これからの財源で対応するのか、それとも今まで地域振興基金だとか財政調整基金だとか、それなり

にためているのがあるのですが、そういったものがこの11億円というのに対してどういう形で対応していくのかという部分がもしあれば、教えていただければなというふうに思っております。

それと、下北医療センターの20億円でございますが、一時借入れが終わるまでというのが大体いつごろになるのか。そして、この20億円、10億円から20億円に一気に最近ふやしたのですが、20億円にふやすよりも、債務負担行為のほうに20億円を19、18、17と減らしながら1億円、今1億円が債務負担行為のほうに使われるというので計上されているけれども、その1億円を2億円という形でふやして、逆に債務負担行為のほうを減らしたほうがいいのではないかなというふうな考えもあるのですが、そここのところちょっと教えていただければなというふうに思います。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） まず国県支出金について、いつ確定するのかということでありまして、これは国の予算が成立する年度末に確定すると認識をしております。

それから、11億円ということで現在見積もっております市の負担というものをどのような財源でということになりますけれども、これは毎年度平準化されておりますので、毎年度の予算として対応させていただきます。

それから、いつまでという話がありました、貸付金ということですが、これは年限がいつまでということではなくて、むつ総合病院、30億円程度自主的に賄えるようになるまでということと考えております。

それから、20億円に貸付金をふやすよりも債務負担行為を減少させたほうがいいのではないかと、ということですが、そもそも貸付金ですので、これは市から貸して返ってくるお金です。これ債務負担行為を減らす分も当然予算には計上してお

りますけれども、それをやると市の支出がふえるということで、財政のバランスを見ながらこのような措置をとらせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 新体育館の件でございますが、そうすると新体育館のほうは、財政調整基金だとか地域振興基金のほうではほとんど対応しないということではよろしいのか、そこを再度確認させていただきたいと思います。

そして、この11億4,000万円、毎年度これからの会計で対応すると。その対応の仕方が、例えばことしというか、平成30年度は1億2,500万円です。平成31年度は4,300万円ということの一般財源でございますが、そして残りの9億7,000万円というのは大体1億円ずつで返していくのか、2億円ずつになるのか、そのところを予定をお聞きいたします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 先ほどの答弁のとおり、毎年度の予算措置として対応させていただいて、財政調整基金等の取り崩しは今の時点では考えてございません。そして、毎年度平準化しながら対応していくこととなりますので、20年間でこの分を返済していくこととなります。

以上です。

○議長（白井二郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第28号の質疑を終わります。

ここで、昼食のため午後1時25分まで暫時休憩いたします。

午後 零時14分 休憩

午後 1時25分 再開

○議長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第29号 平成30年度むつ市国民健康保険特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第29号の質疑を終わります。

次に、議案第30号 平成30年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第30号の質疑を終わります。

次に、議案第31号 平成30年度むつ市介護保険特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第31号の質疑を終わります。

次に、議案第32号 平成30年度むつ市下水道事業特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第32号の質疑を終わります。

次に、議案第33号 平成30年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第33号の質疑を終わります。

次に、議案第34号 平成30年度むつ市魚市場事業特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第34号の質疑を終わります。

次に、議案第35号 平成30年度むつ市水道事業会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第35号の質疑を終わります。

以上で平成30年度むつ市各会計予算に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第28号から議案第35号までの平成30年度むつ市各会計予算については、議長を除く議員25名で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第28号から議案第35号までの平成30年度むつ市各会計予算については、議長を除く議員

25名で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布してあります予算審査特別委員会委員名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、お手元に配布してあります予算審査特別委員会委員名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで、予算審査特別委員会正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

午後 1時30分 休憩

午後 1時45分 再開

○議長(白井二郎) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま開かれました予算審査特別委員会において、委員長に佐々木肇議員、副委員長に岡崎健吾議員が選任されましたので、ご報告いたします。

◇議案第37号

○議長(白井二郎) 次は、日程第35 議案第37号 むつ市教育委員会教育長に任命する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。5番横垣成年議員。

○5番(横垣成年) 1点だけお願いいたします。

今回選任し、任命した経緯をお聞きしたいと思います。教育関係者とかいろいろ検討したと思うのですが、何人くらいから選任したのかというのもあわせてよろしく願いいたします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項で、「当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する」というふうなことで教育長ということになっております。これにふさわしい方を選任したと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第37号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第37号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第37号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第37号は、これに同意することに決定いたしました。

◇議案第38号

○議長（白井二郎） 次は、日程第36 議案第38号

むつ市副市長に選任する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第38号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第38号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第38号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。議案第38号については、横垣成年議員からの討論の通告がありましたが、先ほどこれを取り下げるとの申し出がありました。議長において、これを許可しておりますので、ご報告いたします。

討論の通告がありますので、発言を許可します。20番村中徹也議員。

（20番 村中徹也議員登壇）

○20番（村中徹也） 議案第38号、現在総務部長であります川西伸二さんを副市長にしたいので、議員の皆さん、同意してくれませんかという市長からの提案に対して、私は3つの論点を申し上げ、賛成討論をいたします。

まず最初に、ラジオをお聞きの皆さん、むつ市民の皆さん、私がこの川西伸二さんが副市長にふさわしいと思って賛成討論をしたわけは、実はその前に横垣成年議員から、川西伸二さんではふさわしくないとの理由かどうかはわかりませんが、川西伸二さんを副市長にすることに反対する意味で反対討論が出されました。しかし、先ほど横垣

成年議員は、これを取り下げました。できますならば、取り下げないで、川西さんのどこが、何が副市長として不適格なのかお聞きをしたかったのですが、今となっては聞くことができません。

よって、1つ目の論点、反対討論の論理を真っ向から否定し非難いたしますという1つ目の論点は、反対討論がありませんので、これを省略します。

2つ目の論点、素直にこの議案に向き合って賛成の理由を述べたいと存じます。私が川西さんを知ったのは議員になってからですので、かれこれ23年になります。川西伸二さんについてですが、私が一番印象にあるのは、2010年、平成22年ですが、前市長宮下順一郎さんの随行としての海外出張のことであります。あれは、IAEA国際原子力機関のオーストリア、ウィーンでの国際会議で、「中間貯蔵施設の取り組み」と題して宮下順一郎さんがプレゼンした海外出張です。川西伸二さんは、帰国するなり私に、「いやあ、村中さん、すごかった。感動した。市長の英語のプレゼンもそうですが、何と終わった後にスタンディングオベーションが起きて、拍手が鳴りやまなかった。いやあ、本当にすばらしかった。感動した」と涙して私に報告をするのであります。なかなか涙して人を褒めたたえる人はおりません。私はそのとき、素直で正直な人だなと思って見ていたのを思い出します。

また、その宮下順一郎氏が亡くなったときは、人目をはばかることなく肩を大きく振るわせ、体全体で泣き崩れていたのを今でも思い出します。いい人はともかく、皆さんはよくこの議場で見ていることと思います。主要ポストを経験し、今は議場には毎回のようにおられますので、その能力も市政の一翼を担う人物であることは間違いございません。

3点目の論点です。3点目の論点は、人事案件におけるその処理の仕方についてであります。私は、市議会議員を23年やっておりますが、人事案件に反対討論を通告した議員を見たのは今回初めてです。念のため、きのう市役所OBの複数の方にお会いし、「人事案件に反対として通告した議員を見たことはありますか」と尋ねてきました。全てのOBが「見たことはない」「記憶にない」「これはむつ市政始まって以来のことではないか」ということであります。

議員が討論するかしないかは自由であります。持った権利を持って履行するかしないかは本人が決めればよい。しかし、なぜむつ市議会がこの長い歴史の中で人事案件に反対討論してこなかったのか、なぜ今一人の議員が反対討論の通告をしたのか。

ここに2冊の本があります。これは、東京の一流大学の「政治学」という教科書です。これは参考書です。これを履修してもしなくても、政治のスタンダードとして、1つに、特定のポストに人を配置するというたぐいの同意案件は、議案としては最もシンプルなもので、一般政策議案とは別物と区別され、よって議員の自己責任のもとに判断することを要求しており、討論をもってして賛同者を募る行為は人事案件にはなじまない。2つ目、議員の議会における発言は、議会の自立権によって擁護されることから、議員の発言は権力を有すると解釈され、該当者、この場合は川西さんです、該当者が事実に基づかない理由をもってして言動や人格を否定された場合に、その名誉の回復が困難であること。この2つが根底にあって、知ってか知らずかは別として、むつ市議会は人事案件に反対討論を行ってこなかったのです。

それをどうでありませうか、皆さん、反対理由を聞いていませんので、何を申し上げようとしたのかわかりませんが、想像するにたやすいので

はないでしょうか。

ラジオを聞いている皆さん、反対はありましたけれども、さまざまなことが流れます。さまざまなことが流れる中で、むつ市長の提案に瑕疵があるだとか、川西伸二さんの言動と品格に欠陥理由があるとの明確な理由は示されませんでした。よって、私は今申し上げたことを申し上げ、川西伸二さんが最も副市長として適格者、適任者であり、市長の提案はもっともなことであると申し上げ、本議案に賛成をするものであります。

議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます、終わります。ありがとうございます。

○議長（白井二郎） これで村中徹也議員の討論を終わります。以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。本案はこれに同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第38号は、これに同意することに決定いたしました。

◇報告第1号

○議長（白井二郎） 次は、日程第37 報告第1号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号の質疑を終わります。

報告第1号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第2号

○議長（白井二郎） 次は、日程第38 報告第2号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号の質疑を終わります。

報告第2号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第3号

○議長（白井二郎） 次は、日程第39 報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成29年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で報告第3号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第3号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、報告第3号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、報告第3号は承認することに決定いたしました。

◇報告第4号

- 議長(白井二郎) 次は、日程第40 報告第4号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。14番中村正志議員。

- 14番(中村正志) 報告第4号につきまして、質疑をさせていただきます。

自動車事故関連の報告とは若干趣旨が違うものだと思いますので、質疑をさせていただきますが、この事故発生原因につきまして、まずはお聞きしたいと思います。

- 議長(白井二郎) 市長。

- 市長(宮下宗一郎) お答えいたします。

釜臥山スキー場第一リフトの乗り場で発生した事故ということになっておりますけれども、これは転落防止用ネットと、そのリフトの間隔が十分でなかったことが原因となっております。

市といたしましては、このような事故が起きることのないよう、設備の点検及び管理に万全を期して、市民の皆様が快適にご利用いただけるスキー場の運営に努めてまいりたいと考えております。

- 議長(白井二郎) 14番。

- 14番(中村正志) 今の答弁をお聞きしまして、理解をいたしました。要は施設の安全面あるいは運用面でちょっと問題があったということでの事

故ということであります。

その後、この問題点というのは解消されて、現在は支障なく運営されているということですのでよろしいでしょうか。

- 議長(白井二郎) 市長。

- 市長(宮下宗一郎) 現時点では、支障なく運転をさせていただいております。

- 議長(白井二郎) これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

以上で報告第4号の質疑を終わります。

報告第4号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第5号

- 議長(白井二郎) 次は、日程第41 報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成29年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

以上で報告第5号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第5号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、報告第5号は委員会への付託を省略すること

に決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、報告第5号は承認することに決定いたしました。

◎日程第42 請願上程、委員会付託

○議長(白井二郎) 次は、日程第42 請願第1号リサイクル燃料貯蔵事業における事業環境の安定確保及び施設の操業に向けた効率的且つ迅速な審査を求める意見書の提出に関する請願を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第1号については、お手元に配布の請願文書表のとおり、所管の総務教育常任委員会に付託いたしますので、ご了承願います。

◎日程第43 議案上程、提案理由説明

○議長(白井二郎) 次は、日程第43 議案第39号平成29年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

(宮下宗一郎市長登壇)

○市長(宮下宗一郎) ただいま追加上程されました議案第39号 平成29年度むつ市一般会計補正予算について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げます、ご審議の参考に供したいと存じます。

本案は、3億9,621万9,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、349億8,519万4,000円となります。

まず、歳出についてであります、この度の国

の平成29年度補正予算の成立を受け、平成30年度当初予算に計上しております事業費につきまして、前倒しして実施するため、中学校大規模改修事業費及び関根中学校整備事業費を増額しております。

次に、歳入についてであります、国庫支出金には歳出との関連において交付見込額を、市債には事業との関連において借入見込額を計上しておりますほか、補正財源を調整するため、財政調整基金を取り崩しております。

また、関根中学校整備事業について継続費の変更をしておりますほか、年度内に事業の完了が見込めないことから、中学校整備事業について繰越明許費を設定しております。

以上をもちまして、追加上程されました議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(白井二郎) これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案第39号については、3月16日に質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◎散会の宣告

○議長(白井二郎) 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明3月9日は常任委員会及び予算審査特別委員会のため、3月12日及び13日は予算審査特別委員会のため、3月14日及び15日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（白井二郎）　ご異議なしと認めます。よって、明3月9日は常任委員会及び予算審査特別委員会のため、3月12日及び13日は予算審査特別委員会のため、3月14日及び15日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、3月10日及び11日は休日のため休会とし、3月16日は付託議案審議、議案第39号の質疑、討論、採決並びに議員提出議案上程、提案理由説明及び審議を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時10分 散会